

令和5年第2回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年6月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和5年6月14日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
4番	栗原福裕	10番	原野利男
5番	江藤美代子	11番	梅本哲
6番	水落龍彦	12番	野田成幸

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町 長	氷室 健太郎	福祉課長	才所 潤一
副町長	飯田 潤一郎	建設課長	樋口 信吾
教育長	富山 拓二郎	建設課参事兼 国県道対策室長	園田 和広
企画課長	井上 新五	産業課長兼 農業委員会事務局長	山下 誠紀
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田 健	教育委員会事務局 子ども課長	樋口 尚寿
会計管理者兼 税務会計課長	中島 久見	教育委員会事務局 子ども課参事	船津 涼
環境課長	小松 朋雄	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾 勝昭
住民課長	前田 武博		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	丸山 順子	書記	黒田 康裕
議会事務局係長	山下 亮一		

10. 議事日程

日程第1 報告第1号 令和4年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第2 同意第1号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第3 同意第2号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第4 同意第3号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第5 同意第4号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第6 同意第5号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第7 同意第6号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第8 同意第7号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第9 同意第8号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第10 同意第9号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第11 同意第10号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第12 同意第11号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第13 同意第12号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第14 同意第13号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

日程第15 同意第14号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について

- 日程第16 議案第28号 広川町町税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第29号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第30号 広川町中小企業振興基本条例の制定について
- 日程第19 議案第31号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第32号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第33号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第34号 広川町特別職の指定等に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第35号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 決定第1号 議員派遣の件
- 日程第25 諸般の報告 議会広報調査特別委員会研修報告
- 日程第26 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。本日、西日本新聞社より写真撮影の許可申請が出ており、これを許可しております。本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 報告第1号

○議長（野村泰也）

日程第1. 報告第1号 令和4年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

皆さんおはようございます。それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第1号

令和4年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月7日提出

広川町長 氷室 健太郎

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

皆様おはようございます。それでは、報告第1号の内容の説明をさせていただきます。
議案書2ページをお願いいたします。

令和4年度中に2款1項、総務管理費、現庁舎及び附属建物解体工事設計・監理業務から、表の一番下、9款3項、中学校費、学校給食費助成事業（中学校）の計13事業、金額合計168,927千円の繰越明許費の御承認をいただいておりますが、表内の上から8番目に記載しています7款2項、道路橋梁費、狭あい道路整備等促進事業41,232千円のうち、29,573千円を令和4年度中に執行いたしましたので、同額を減額した13事業総額139,354千円を令和5年度に繰越しましたので、御報告申し上げます。

なお、財源につきましては、表の右側に記載しております既収入特定財源及び未収入特定財源の国県支出金、地方債、一般財源の内訳は記載のとおりでございます。

議案書3ページから5ページにその明細を記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号 令和4年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、報告のみにとどめます。

日程第2～第15 同意第1号～同意第14号

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第2、同意第1号から日程第15、同意第14号 広川町農業委員会の委員の選任に対する同意についてまでを一括議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第2、同意第1号から日程第15、同意第14号までを一括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案書6ページをお願いいたします。

同意第1号から同意第14号までの広川町農業委員会の委員の選任に対する同意について一括して御説明申し上げます。

現農業委員会の委員全員の任期が7月19日をもって満了となります。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により町議会の同意をお願いするものでございます。

同意第1号、広川町大字水原、古賀秀之、同意第2号、広川町大字長延、萩尾喜久夫、同意第3号、広川町大字一條、中島隆二、同意第4号、広川町大字太田、稲員繁広、同意第5号、広川町大字川上、渡邊和江、同意第6号、広川町大字長延、山村佳代子、同意第7号、広川町大字広川、野田光浩、同意第8号、広川町大字小椎尾、中村和浩、同意第9号、広川町大字新代、稲員雅史、同意第10号、広川町大字新代、舩越誠治、同意第11号、広川町大字久泉、馬場啓介、同意第12号、広川町大字藤田、古賀貴美夫、同意第13号、広川町大字日吉、丸山敬二郎、同意第14号、広川町大字太田、鐘ヶ江百合子、以上14名の方でございます。

慎重審議を賜り、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。同意第1号から同意第14号までの広川町農業委員会の委員の選任に対する同意についてを一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第1号から同意第14号までは原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第16 議案第28号

○議長（野村泰也）

日程第16. 議案第28号 広川町町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案書20ページをお願いいたします。

議案第28号

広川町町税条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年6月7日提出

広川町長 氷室 健太郎

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、税務会計課長が御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

税務会計課長。

○税務会計課長（中島久見）

おはようございます。議案書は35ページの説明資料となります。

広川町町税条例の一部を改正する条例の改正の概要について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要となる広川町町税条例の改正のうち、令和5年3月31日に専決処分した部分以外の改正でございます。

まず、個人住民税の内容になります。

第36条の3の2第2項から第6項までの改正は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、前年から記載事項に異動がない場合は、その異動がない旨を記載して提出することができるとする改正と項ずれの反映です。令和7年1月1日に施行となります。

次から説明いたします町民税関係の改正は、全て森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税法の改正や森林環境税の導入に伴う改正となっており、令和6年1月1日からの施行となります。

森林環境税は国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度から1人年額1千円を町が町県民税均等割と併せて徴収いたします。税収は県を経由し、全額が交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込まれ、国によって森林環境譲与税として都道府県市町村へ譲与されます。均等割額につきましては、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のため、平成26年度から令和5年度までの臨時的な税制上の措置として1千円引上げられておりましたが、その措置が終了いたしますので、令和6年度からの税額に変更はございません。

改正の内容について説明いたします。

第34条の9第2項は、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除について、森林環境税を含めた均等割に適用すると改正をするものです。

第38条の第1項、第3項と第41条は、森林環境税額を均等割と併せて賦課徴収することと、納税通知書にその税額を記載することの改正です。

次に、36ページとなります。

第44条の第1項から第3項、第5項、第6項と第47条の2第1項、第2項は、特別徴収の方法により徴収している給与所得と公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正です。

第47条の第1項、第2項と第47条の6第1項と第2項は、給与所得と年金所得を特別徴収の方法で徴収できなくなった場合に引き切れなかった税の普通徴収への変更や減額修正などによる還付や充当を森林環境税にも適用する改正です。

次からは軽自動車税関係の改正となります。

第82条第1号エは、種別割の税率についてミニカー区分から三輪以上の特定小型原付を除外する改正です。除外により当該特定小型原付は原動機付自転車の区分となり、税額が2千円となります。令和5年7月1日から施行となります。

附則第15条の2第4項と附則第16条の2第3項は、自動車メーカーによる不正行為が原因で環境性能割や種別割の納付に不足額が生じた場合、不正を行ったメーカーに不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる改正です。令和6年1月1日から施行さ

れます。

議案書23ページを御覧ください。

附則につきまして、第1条につきましては先ほど説明しました新条例の施行日について、第2条、第3条につきましては町民税、軽自動車税の経過措置について適用年度を定めるものです。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

3点質問いたします。

森林環境税は、国によって全額都道府県市町村に譲与されるとされていますけれども、その配分基準はどうなっておりますでしょうか。

2点目、この森林環境譲与税は令和元年度から前倒しで都道府県市町村に譲与されていますが、広川町では3年間の譲与税額は幾らでしょうか。また、それをどのように活用されましたでしょうか。

併せて、本年度の森林環境譲与税の予算と活用予定について御説明願います。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

森林環境譲与税につきましては、国の配分基準は私有林、人工林面積が5割、林業就業者数が2割、人口が3割により国により配分されております。

令和元年度から令和4年度までの森林譲与税の総額ですけれども、15,736千円でございます。歳出につきましては、利息を含んだ15,749,717円となり、令和4年度にこちらの新庁舎の議場の家具購入のほうに15,482,717円を充当しております。また、令和2年から4年にかけて危険箇所伐採費用として267千円を充当しております。

令和5年度、今年度の森林環境譲与税の使途のほうですけれども、予算額5,389千円を一般会計に計上しております。森林環境保全整備事業として危険箇所の伐採工事のほうに全額を充てる予定で、具体的に申しますと、県道の湯之原合川線沿いの電線にかかる木の伐採費用及び同路線に沿っております小椎尾川の支障となります風倒木の処理に充当する計画でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

議案第28号 広川町町税条例の一部改正についてに反対の討論をいたします。

反対の理由は、森林環境税、森林環境譲与税についてです。

森林環境税は2024年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市町村において個人住民税均等割と併せて1人年額1千円を徴収するとしています。その税収の全額が国によって森林環境譲与税として都道府県市町村へ譲与されるというものです。

森林には国土の保全とか資源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらせていますが、林業の担い手不足や所有者や境界の不明な土地などにより、経営管理や整備に支障を来している現状であります。

そこで、森林の機能を十分に発揮させるために必要な地方財源を安定的に確保する必要があるとして、森林環境税及び森林環境譲与税を創設するというふうにしています。森林整備が緊急の課題であることを踏まえて、森林環境譲与税は2019年度から前倒しで都道府県市町村に譲与されています。その総額は840億円です。その使い道は市町村において森林整備及びその促進に関する費用に充てるとされています。これまで3年間、先ほど課長のほうから御説明いただきましたように、広川町では十分にその譲与税を活用してあると思います。ほかにも、全国的にはほかの市町村とかでも活用している自治体もちろんございますが、全国的に見ると47%が活用されていません。この活用されない理由には、私は配分の仕方の問題があると思います。先ほどこれも課長のほうから説明いただきましたけれども、人口に対して30%という、このところが問題があるかなと思っています。この基準で配分されると、私有林とか人工林が少なくても人口の多い自治体が多額の譲与税を配分されるということになります。現に配分の一番多いところは横浜市です。また、人工林、私有林の面積がゼロの東京都渋谷区には3年間で46,000千円が交付されていますが、都市部なので、林業に対する考えが及んでいない、特定の事業に使う想定はない、今後も具体的な予定はなく、今年度も全額積み立てる予定というふうに聞いています。全国的に見て使い道がないところが半分近くあるのに新しい税、新税を課すことはおかしいと思います。

さらに、既に福岡県は平成20年4月から県民税均等割に上乗せをして年500円の森林環境税を課税しています。その上、国税として年1千円の課税を課すことは二重課税といえます。本年度をもって東日本大震災の復興特別税の住民税課税分、県民税500円と町民税500円、合計1千円ですけど、これが終了となります。この森林環境税を課しても総税額は変わらないと言いますが、これは今説明いたしましたように様々な問題を持つ新しい税、新税を課す増税です。よって、この広川町税条例の一部改正に反対いたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

反対討論が出ましたので、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正については国税の改正による条例改正と思っております。この基準を決めるのは、基本的には国、自分たち地方議員としては要望書を出すなり、そういった形の取り方もあります。また、さらに今回、町の使い分に関しては予算内で適正な事業に努めるべきだと思っておりますが、さらに広川町には町を流れる源流を持つ森林もたくさんある中で、全ての人に環境を意識してもらうためにも森林環境税、森林環境譲与税というものができておると当初の説明からいただいております。条例改正に関しては、当然これに関して議論もなく、賛成するべきと思ひ賛成の討論とさせていただきます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第28号 広川町町税条例の一部改正についてを採決します。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第29号

○議長（野村泰也）

日程第17. 議案第29号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案書37ページをお願いいたします。

議案第29号

広川町国民健康保険税条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年6月7日提出

広川町長 氷室 健太郎

提案理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正により、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、住民課長が御説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、広川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を御説明いたします。

地方税法施行令の改正により、本条例の一部を改正するものです。

概要といたしましては、被保険者間の税負担の公平性の確保及び低・中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、課税限度額及び軽減判定所得について所要の見直しを行うものです。議案書49ページの説明資料で御説明をいたします。

現行の課税限度額のうち後期支援分を200千円から20千円引き上げて220千円、医療保険分、介護保険分は変わらずそれぞれ650千円、170千円で、合計1,020千円から1,040千円に課税限

度額を改めます。

また、国民健康保険税軽減判定所得におきまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定の際、被保険者等の数に乗すべき金額285千円を290千円に、2割軽減を計算する際に用いる額520千円を535千円に改正するものです。

39ページからの新旧対照表については、ただいま御説明した内容と対応する法令の規定の書きぶりに合わせ引用条項を明確にするための改正となります。

42ページ一番下の第24条の2の第2項については、特例対象被保険者等、いわゆる非自発的失業者に係る申告に当たり、雇用保険受給資格者証の提示により対象の確認を行っていましたが、雇用保険法施行規則の一部改正により、同様の内容を記載した雇用保険受給資格通知が公共職業安定所ハローワークから発行されることとなったことに伴い、提示書類として明記するものです。

38ページの附則です。

この条例による改正後の広川町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

今回の改正によります国保税の影響ですが、限度額の引上げによります国保税の増収は、令和4年度の課税内容で算定しますと、115世帯で約2,100千円、軽減による影響は9世帯で約260千円が減額となります。差引き1,840千円が増額になる試算となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

議案第29号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

今回の改正は軽減判定所得と課税限度額を改正するものです。この改正により、ただいま課長のほうから説明していただきましたように、軽減対象の世帯数、軽減対象で260千円の税の減、一方、限度額の引上げで2,100千円の増収増、差引き1,840千円の増税ということになります。

私はこれまで国民健康保険の構造的問題として、被保険者の所得水準が低く保険料の負担が重い、せめて協会けんぽ並みの保険税にすべきだと求めてきました。この高い負担率は国庫負担率の削減が大きな原因です。また、2018年からは国保の運営主体が都道府県になり、県内の税率を標準保険料として統一化することや、一般財源からの繰入れを解消することなどを進めようとしています。国の責任の後退、国保加入者の貧困化、高齢化、重症化などによって国保税の高騰が止まりません。限度額もどんどん上げられてきました。被保険者の負担はますます重くなるばかりです。

広川町でも2022年、令和4年度の国保税対象世帯数2,517世帯のうち、2割軽減、5割軽減、7割軽減のその対象世帯は実に67.2%になっています。令和3年度の決算では、69,000

千円の滞納という事態です。この69,000千円の滞納は町税の未納額65,000千円を超えています。払いたくても払えないという実態があるのではないのでしょうか。このまま進めば町民の命も暮らしも守れないばかりか、国保制度の持続にも影響を及ぼす事態です。国とか県の方針によって町が大変苦しい状況にあるというのは理解しているつもりです。しかし、地方公共団体の役割は住民の福祉の増進を図ることです。そして、国民健康保険の保険税の決定主体は町です。よって、広川町国民健康保険税条例の一部改正について反対いたします。

○議長（野村泰也）

次に、賛成者の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第29号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第30号

○議長（野村泰也）

日程第18. 議案第30号 広川町中小企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案書50ページをお願いいたします。

議案第30号

広川町中小企業振興基本条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年6月7日提出

広川町長 氷室 健太郎

提案理由

中小企業の振興を町政の重要課題と位置づけ、中小企業の健全な発展及び地域経済の活性化と住民生活の向上を図り、施策を総合的に推進するため、本条例を制定するものである。

内容につきましては、産業課長が御説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

それでは、議案書51ページをお願いします。

広川町中小企業振興基本条例（案）について説明いたします。

これまでは中小企業振興の根拠となる条例がなく、今後の目的を示すために策定するものです。

第1条では条例の目的を記載しており、地域経済、地域社会の発展を目的としております。

第2条では、本条例に用いる用語の意義を定めております。

第3条では基本理念を定めており、中小企業の振興を推進するための基本となる考え方や全ての主体が目指すべき方向性を示したものです。

第4条では、町の地域経済や現状、施策を把握しながら基本理念に基づいた町が行う施策の基本的な方向性について規定しています。町はこの基本方針を基に中小企業の振興に向けた具体的な支援策を策定し、実施していくことを掲げております。

第5条は中小企業の振興について、その重要性を認識した上で適切な支援や地域経済の活性化等についての町が担う責務について規定しています。

第6条については中小企業の役割と努力を規定したもので、中小企業自らの創意工夫と自主的な経営向上の努力や商工団体等への加入、中小企業振興施策への協力について規定しています。

第7条については経済団体等の役割の規定。

第8条については町民の理解と協力について規定したものととなります。地域の活性化のためには経済の地域内循環を高めていく必要があります。中小企業は町民の雇用を支え日常の買物や生活サービスを提供する一方、町民は消費者として中小企業を支え、地域経済の発展に大きく貢献しています。このようなお互いの重要な役割を理解し、町民の中小企業振興施策に対する協力について規定しております。

第9条では、この条例の施行に関して詳細な定めが必要な場合は規則等で定めることを規定しています。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行することと定めております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第30号 広川町中小企業振興基本条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（野村泰也）

日程第19. 議案第31号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第31号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、骨格予算として編成した当初予算及び1号、2号の補正予算に新規事業や政策的経費を追加計上した肉づけ予算として御提案させていただくものです。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ773,164千円を追加し、予算総額を8,787,404千円とするものです。

第2条 債務負担行為の補正につきましては予算書5ページに記載のとおり、eスポーツによる地域コミュニティ活性化事業委託料について新たに追加をお願いするものです。

第3条 地方債の補正につきましては予算書6ページ、7ページに記載のとおり、12、社会資本整備総合交付金事業ほか8事業を追加し、7、小学校トイレ洋式化改修事業を廃止し、5、防災安全交付金事業ほか3事業につきまして限度額の変更をお願いするものでございます。

予算書2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

12款1項. 交通安全対策特別交付金は3,330千円、14款2項. 手数料は、狂犬病予防注射済票交付手数料を220千円、15款1項. 国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン対策費国庫負担金を24,213千円、2項. 国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など306,602千円をそれぞれ増額計上しております。

16款2項. 県補助金は、保育所等給食支援事業補助金など9,046千円、3項. 県委託金は、土地対策費交付金を8千円、17款2項. 財産売払収入は5,175千円をそれぞれ増額計上しています。

19款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金など277,133千円増額計上しております。

21款4項. 雑入は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業交付金など3,037千円を増額計上し、22款1項. 町債は、地方債の補正にて説明しました事業について144,400千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページ、4ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 議会費は1,470千円、2款1項. 総務管理費は、基金管理費など82,951千円、2項. 徴税費は99千円、3項. 戸籍住民基本台帳費は1,101千円をそれぞれ増額計上しています。

3款1項. 社会福祉費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業など101,324千円、2項. 児童福祉費は、子育て世帯への物価高騰対策支援事業など46,390千円をそれぞれ増額計上しています。

4款1項. 保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など84,394千円、

5款1項. 農業費は、施設園芸作物等重油高騰対策支援事業など13,782千円、6款1項. 商工費は、中小企業者等光熱費高騰対策支援事業など40,010千円をそれぞれ増額計上しています。

7款1項. 土木管理費は9,707千円、2項. 道路橋梁費は、社会資本整備総合交付金事業など210,258千円、3項. 河川費は2,876千円、4項. 都市計画費は、公園整備事業費など61,286千円、8款1項. 消防費は、消防施設費など31,344千円をそれぞれ増額計上しています。

9款1項. 教育総務費は、学校建設基金管理費など41,166千円、2項. 小学校費は、小学校施設管理費など21,021千円、3項. 中学校費は、中学校施設管理費を3,135千円、5項. 社会教育費は734千円、6項. 保健体育費は116千円、12款1項. 予備費は20,000千円をそれぞれ増額計上しています。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

福祉課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

予算書の5ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正です。eスポーツによる地域コミュニティ活性化事業委託料の令和6年度から7年度の予定額につきまして、6,530千円の債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、予算書の10ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

15款2項1目. 民生費国庫補助金、1節. 社会福祉費国庫補助金77,561千円の増額につきましては、説明欄にあります低所得世帯等への臨時特別給付金に係る事業費及び事務費に対する補助金10分の10を補正計上するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書の17ページをお願いします。

3款1項1目. 社会福祉総務費、説明欄中段にあります障害者施設等物価高騰対策支援事業165千円の増額につきましては、電気・ガス・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている障害者施設等に対し、価格高騰分を助成することにより事業の継続を支援するもので、国の価格高騰重点支援地方交付金10分の10を活用し、町所管の4事業所へ助成を行うため増額をお願いするものです。

次に、説明欄の住民税非課税世帯等臨時特別給付事業79,061千円の増額につきましては、物価高騰の影響を受けた低所得世帯への支援として、1世帯当たり30千円の給付を行うため増額をお願いするものです。

次に、予算書の18ページをお願いします。

3款1項3目. 老人福祉費、説明欄の高齢者生きがいづくり事業費1,090千円の増額につきましては、敬老・長寿祝記念品として、77歳、88歳、100歳以上の方へ商工会発行の商品券を配付するため増額をお願いするものです。

次に、説明欄の中段、高齢者施設等物価高騰対策支援事業1,314千円の増額につきましては、障害者施設等と同じく物価高騰の影響を受けている高齢者施設等7事業所に対し、価格高騰分を助成するため増額をお願いするものです。

次に、説明欄のeスポーツによる地域コミュニティ活性化事業4,812千円の増額につきましては、地域のサロン活動や福祉施設などにおいて、高齢者や子供、障害のある方も参加可能なeスポーツによる教室やオンライン交流を実施することにより、それぞれの垣根を越えた交流の機会を創出し、地域コミュニティの活性化を図るもので、事業実施に必要な委託料、備品購入費など、事業費の補正予算をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、総務課関連の補正予算について御説明いたします。

予算書のほうは6ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正でございます。

上段の追加の表を御覧ください。12、社会資本整備総合交付金事業23,700千円から一番下の20、小学校大規模改修事業13,500千円まで合計9つの事業につきまして、今回の補正予算に合わせて追加をお願いするものでございます。

下段の表は地方債の廃止の表になります。7番、小学校トイレ洋式化改修事業3,700千円につきましては、先ほどの20番の小学校大規模改修事業と併せて実施することといたしましたので、廃止をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

地方債の変更でございます。5、防災安全交付金事業ほか3事業につきまして、起債対象事業費の補正に合わせて限度額の変更をお願いするものでございます。

続きまして、予算書12ページをお願いいたします。

歳入予算について御説明いたします。

3段目の17款2項2目、不動産売払収入については、日吉地区の普通財産の土地売却収入5,175千円を増額するものです。

下段の19款1項、基金繰入金につきましては、1目、財政調整基金繰入金273,884千円、5目、公共施設整備基金繰入金3,354千円を増額し、20目、森林環境譲与税基金繰入金を105千円減額するものです。

13ページをお願いします。

上段の21款4項2目、雑入のうち、年始会負担金450千円を増額計上しております。

下段の22款1項、町債につきましては、第3表 地方債の補正で説明した内容の追加、廃止及び変更を説明欄に記載のとおりお願いするものでございます。

14ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

2款1項1目、一般管理費、職員研修費994千円、行政諸費に年始会における食糧費450千円を増額計上しております。

続きまして、2目、文書広報費につきましては、公文書開示請求における審査請求が増加

したことによりまして、審査会の委員に作成してもらっております答申書案の作成謝礼を増額させていただくものです。

3目、財政管理費につきましては、財政諸費の分で公共施設等総合管理計画改訂業務委託料2,816千円を計上させていただいております。

15ページをお願いします。

5目、財産管理費において庁舎建設事業費にグランドオープン式典経費など3,354千円、基金管理費に減債基金積立金、公共施設整備基金積立金、合わせて70,000千円の積立金を増額計上しております。

16ページ上段の13目、情報管理費の情報化推進事業費に電算ソフトライセンス使用料1,598千円を増額計上しております。

32ページをお願いいたします。

12款1項1目、予備費につきましては、20,000千円を増額計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

建設課関連の補正予算について説明いたします。

初めに、歳入について説明いたします。

予算書10ページをお願いします。

12款1項1目、交通安全対策特別交付金の3,330千円は、道路交通法に基づき道路交通安全施設整備に充てるために交付される交付金です。

最下段の15款2項3目、土木費国庫補助金の80,902千円の増額は、社会資本整備総合交付金で狭あい道路整備等促進事業、社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業、都市公園事業、道路メンテナンス事業、通学路緊急対策などの国土交通省所管の補助金で、道路整備等に係る国庫補助事業の肉づけ分となります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書16ページをお願いします。

2款1項10目、土地対策費の8千円の増額は、県委託金の確定によるものです。

続きまして、24ページをお願いします。

7款1項1目、土木総務費の9,707千円の増額は、太田一條線流末排水整備を八女市で実施してもらうための負担金です。

下段、7款2項2目、道路維持費の24,056千円の増額は、説明欄記載の道路維持修繕費が5か所、交通安全施設費が交通安全施設新設工事費及び道路照明灯設置工事、また通学路緊急対策事業が通学路のグリーン帯設置工事等安全対策、交通安全対策事業工事費、地区内連携分が中広川小学校周辺のゾーン30区域内の安全対策工事費となっております。

25ページ中段をお願いします。

7款2項3目、道路新設改良費は185,920千円を増額しております。内訳は説明欄に示すとおり、道路改修事業費が17か所、公共施設等適正管理推進事業の舗装長寿命化計画に基づく舗装修繕工事が2か所。

26ページになります。緊急自然災害防止対策事業が9か所、狭あい道路整備等促進事業費

が5路線の道路改修及び後退道路部分の改修工事費、社会資本整備総合交付金事業が吉里牟礼線の道路改築費、防災・安全交付金事業が吉常古賀線の道路改築工事費。

27ページに入ります。道路メンテナンス事業が上太田橋の橋梁修繕工事費及び橋梁長寿命化計画の見直し費となっております。

27ページ中段の7款2項8目。国県道対策費の282千円の増額は、国道3号バイパス等の要望活動に係る旅費です。

下段、7款3項1目。河川費の2,876千円の増額は、町管理河川のしゅんせつ工事費及び下り橋改修に伴うすりつけ護岸の用地買収費です。

28ページの7款4項1目。都市計画費の12,302千円の増額は、都市計画基本図修正業務委託料です。

下段、7款4項2目。公園費の48,984千円の増額は、竜光寺公園の施設改修の経費で、長寿命化計画に伴う遊具改修やトイレ改修に係る業務委託及びトイレ改修等の長寿命化改修工事費となっております。

建設課分の補正については以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

環境課関係の補正予算について説明いたします。

予算書10ページ中段をお願いいたします。

歳入補正予算、14款2項3目2節でございますが、狂犬病予防関係手数料220千円の増額につきまして、狂犬病予防法に基づく畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料でございます。

なお、狂犬病予防法の特例開始に伴いまして、畜犬登録システム改修経費の充当をしますのでございます。

次に、下段、15款2項2目1節でございますが、保健衛生費国庫補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金16,000千円の増額は、内訳としまして、地域脱炭素ロードマップ作成業務委託に対しての3分の2の補助で8,000千円並びに太陽光発電設備導入調査支援業務委託に対しての4分の3の補助で8,000千円でございます。

続きまして、予算書22ページをお願いいたします。

歳出補正予算、4款1項2目12節でございます。中段に狂犬病予防接種事業費につきまして畜犬管理システム改修委託料でございますが、これにつきましては、狂犬病予防法の特例開始に向けた改修により220千円を増額するものでございます。

次に、4款1項3目12節。委託料、二酸化炭素排出抑制対策事業費につきまして、地域脱炭素ロードマップ作成業務委託料は地域脱炭素実現に向けた調査及び構想の策定並びに太陽光発電設備導入調査支援業務委託は、町有施設の脱炭素化に向けた太陽光発電設備導入に向けた調査に22,670千円の増額をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、住民課関連の一般会計補正予算について御説明いたします。

歳入から御説明します。

予算書は10ページになります。

中段の15款1項2目。衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチンの接種実施回数に応じて交付されます負担金など、24,213千円を計上しております。

10ページ下から2段目になります。

15款2項2目1節。保健衛生費国庫補助金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金36,395千円は、秋開始接種分の各種経費に全額交付されるものです。

11ページをお願いします。

真ん中辺りになります。15款2項5目。総務費国庫補助金のうち、1,101千円はマイナポイント手続に充当する個人番号カード交付事務費補助金です。

12ページの初めになります。

16款2項3目1節。保健衛生費県補助金135千円は、骨髄等移植ドナー助成事業、アピアランスケア推進事業に係る疾病対策費補助金です。2分の1の補助率になります。

13ページをお願いします。

21款4項2目。雑入のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業交付金2,528千円については医療専門職を配置換えしたことによる増額です。

次に、歳出になります。

16ページ下段を御覧ください。

2款3項1目。戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事業費ですが、マイナポイント付与の期限が9月まで延長されたことにより、人材派遣委託料1,101千円を増額するものです。

18ページをお願いします。

3款1項3目。老人福祉費の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費2,873千円の減額は、国民健康保険特別会計の特定健診分に人員を配置換えするため、報酬、職員手当等、費用弁償を減額するものです。

19ページをお願いします。

3款1項6目。国民健康保険特別会計繰出金17,337千円の増は、特定健診、特定保健指導に係る事業費から国や県からの交付金等を除いた財源を一般会計から支出するため、補正するものです。

20ページ下段をお願いします。

4款1項1目。保健衛生総務費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ですが、秋開始接種に必要となる各種予算を合計60,566千円計上しております。内訳といたしましては、時間外勤務手当、一定期間に基準回数を超えた接種を行った診療所に支払う個別接種促進支援に係る報償費18,000千円のほか、接種や予約事務等に係る消耗品費、印刷製本費、通

信運搬費、手数料、各種委託料、備品購入費等を計上しております。

21ページ下段になります。

4款1項2目。予防費の健康づくり推進事業費ですが、健康寿命を延ばす運動事業講師謝礼320千円の委託料から報償費への組替え、血圧手帳作成の印刷製本費、胃がんリスク検査実施のための検診委託料550千円を追加するものです。

22ページ中ほどをお願いします。

疾病対策事業費270千円の増は、骨髄ドナーに伴う入院費助成、がん患者やがん経験者の医療用ウィッグや補整具等の購入に係るアピアランスケア助成の費用です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

それでは、子ども課関連の補正予算について御説明申し上げます。

まず、歳入です。

予算書10ページの下段をお願いいたします。

15款2項1目。民生費国庫補助金のうち、4節。児童福祉費国庫補助金1,018千円は、学童保育所におけるICT化推進事業及び妊娠中や産後における家事代行業に係る補助金で、補助率は3分の1です。

11ページの中ほどを御覧ください。

15款2項4目。教育費国庫補助金のうち、説明欄、公立学校情報機器整備費補助金は、タブレット端末の運用支援の経費に係る補助金で、補助上限額いっぱいの700千円を計上しております。

同じく11ページの最下段をお願いいたします。

16款2項2目。民生費県補助金は、保育所及び学童保育所におけるICT化の推進、妊娠中や産後における家事代行、また保育所等の給食高騰分への補助や県が行います病児保育利用無償化に伴う利用料の負担などに係る補助金で7,431千円を計上しております。

12ページの上段をお願いいたします。

16款2項6目。教育費県補助金280千円は、学校へ学習指導員等を配置する経費に係る補助金で、広川中学校も補助対象となったことから追加で計上するものになります。

続いて、歳出になります。

19ページから20ページにかけて御覧いただきたいと思います。

3款2項1目。児童福祉総務費46,390千円の増額は、妊娠中や産後における家事代行等の委託料や県が行います病児保育利用料無償化に伴う利用料の負担、学童保育所において業務のICT化などを進めるための補助金や保育所等の給食高騰分への補助金、また、子育て世帯へ物価高騰対策支援として、子供1人当たり10千円分の商品券を支給するための事業に係る経費などで計上をしております。

少し飛びまして、30ページをお願いいたします。

上段になります。9款1項3目です。義務教育振興費1,166千円の増額は、広川中学校の1年生を対象にキャリア教育を行うための委託料になります。

続いて、9款2項1目。学校管理費のうち、説明欄、小学校管理物品費336千円の増額は、

上広川小学校と中広川小学校の職員室の電話機にナンバーディスプレイを施すための設置委託料及び各小学校で使用しております校務支援システムのリース期間が終了いたしまして、そのまま引き取って使用することから、リース料と保守点検委託料を組み替えるものになります。その下の小学校給食費440千円の増額は、中広川小学校給食室の検食保存用冷凍庫が故障したことにより買い換えるものになります。

続いて、31ページの中段を御覧ください。

9款3項1目。学校管理費のうち、説明欄、中学校管理物品費は先ほどの小学校と同様、中学校で使用しております校務支援システムのリース期間が終了し、そのまま引き取って使用しますので、リース料と保守点検委託料を組み替えるものになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（萩尾勝昭）

それでは、生涯学習課の補正予算について説明をいたします。

まずは歳入からです。

予算書の11ページ中段を御覧ください。

15款2項4目。教育費国庫補助金のうち、学校施設環境改善交付金6,551千円については、上広川小学校のトイレ洋式化及び屋内運動場のLED化工事に伴う補助金で、補助率は3分の1となっています。

続いて、歳出予算について説明いたします。

予算書の29ページの下段を御覧ください。

9款1項2目。事務局費のうち、学校建設基金管理費40,000千円については、今後の大規模改修等に備え、積み立てるものです。

予算書30ページ中段、9款2項1目。学校管理費のうち、小学校施設管理費、委託料の45千円の減額は、トイレ洋式化工事設計監理委託料に係るアスベスト調査の検体数の変更によるものです。工事請負費については、上広川小学校のトイレ洋式化工事及び屋内運動場照明LED化工事に伴い19,701千円、備品購入費は、3小学校の消火器更新のため589千円を計上しております。

予算書31ページを御覧ください。

9款3項1目。学校管理費のうち、中学校施設管理費、委託料の46千円の増額は、トイレ洋式化工事設計監理委託料に係るアスベスト調査の検体数の変更によるもの、工事請負費については、保健室空調の故障による取替え工事及び防火シャッターの取替え工事として2,845千円、備品購入費として、消火器の更新費用244千円を計上しております。

9款5項3目。人権・同和教育費については、本年度予定しています教育集会所トイレ水洗化改修等工事において、物価高騰により設計額が増額したため650千円の補正をお願いするものです。

予算書32ページ上段、9款5項5目。文化財保護費については、弘化谷古墳の墳丘草刈り作業を株式会社オーレック様の御厚意により実施していただくことになり、ボランティア作業に係る年間保険料84千円を新たに計上するものです。

9款6項2目。体育施設費116千円については、各種イベント等で使用していますポータ

ブルマイクセットが故障し、修理不可のため、新たに購入するものです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

それでは、企画課関係の補正予算について説明いたします。

まず、歳入予算について説明いたします。

予算書11ページ中段をお願いいたします。

15款2項5目．総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金86,374千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対象事業の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業に充当するものとなります。

16款2項1目．総務費県補助金につきましては、県補助事業を活用した防犯カメラ6基設置に係る県補助金として1,200千円の増額補正をお願いするものです。

次に、歳出補正予算について説明いたします。

予算書14ページ中段をお願いいたします。

2款1項1目．一般管理費、防犯対策費につきましては、防犯カメラ設置に係る工事費2,400千円を増額するものでございます。

続きまして、15ページ下段をお願いします。

6目．企画費、企画諸費につきましては、地域社会活動支援貸出用モバイルルーターに係る通信料の増額補正となります。

予算書17ページ上段をお願いいたします。

3款1項1目．社会福祉総務費、住民税非課税世帯への臨時特別給付事業、下段の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業につきましては、令和3年度、令和4年度の事業実績により、国庫支出金の精算返納金となります。

予算書29ページ上段をお願いいたします。

8款1項3目．消防施設費につきましては、広川町消防団第3分団防災拠点施設への建て替えによる設計業務、用地取得、立ち木等の補償と、第1分団防災拠点施設への建て替え計画に係る不動産鑑定評価委託料の増額の補正となります。防災施設費につきましては、現在、清楽茶屋区にあります貯水槽を倉庫として活用しておりましたが、同敷地にある水道施設との区分けが必要となりますので、進入路及びフェンスの設置に係る工事費の増額となります。

下段の6目．防災費につきましては、避難所で使用する避難用テント30張り分の備品購入の増額分となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

それでは、産業課の補正予算について説明いたします。

まず、歳入予算です。

予算書13ページ上段をお願いします。

21款4項2目．雑入、事業実施主体返納金の多面的機能支払交付金につきましては、農地

転用等により対象面積の減少に伴う返還金となります。次のプレミアム付き地域商品券発行事業につきましては、未換金の商品券のプレミアム分の返還金となります。

次に、歳出補正予算について説明いたします。

予算書23ページをお願いします。

5款1項1目．農業委員会費です。農業委員の研修旅費になります。

5款1項3目．農業振興費、施設園芸作物等重油高騰対策支援事業につきましては、燃油高騰により影響を受ける施設園芸農業者等の重油に対する支援として10,160千円の増額補正をお願いするものです。

5款1項4目．畜産業費、飼料高騰緊急対策支援事業につきましては、飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家の事業継続支援として、蓄種、飼養頭羽数に応じた粗飼料等購入相当額の一部支援1,641千円の増額補正をお願いするものです。

5款1項5目．農地費、町単独農業用施設整備費は1地区の用地買収費、4地区の地元施工補助金、多面的機能支払交付金事業費については対象面積の減少による国県交付金の返納金です。

続きまして、24ページをお願いします。

6款1項2目．商工振興費、中小企業者等光熱費高騰対策支援事業につきましては、エネルギー価格の高騰の影響を受けた中小企業者等の支援として、光熱費及び燃料費の前年度比較増額の一部支援、36,750千円の増額補正をお願いするものです。

6款1項4目．観光費は、広川町観光振興計画を策定する広川町観光協会に対する補助金1,500千円、観光施設管理事業費は、まち子のおやつ前広場の雨水対策工事1,760千円の増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

税務会計課長。

○税務会計課長（中島久見）

それでは、税務会計課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の15ページを御覧ください。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項4目．会計管理費、会計一般管理費につきましては、入札参加資格審査申請システムの標準化対応に伴う申請書仕様の変更と、本システムと連携する契約管理システムの改修を行うために990千円の増額補正をお願いするものです。

次に、予算書16ページ中段を御覧ください。

2款2項2目．賦課徴収費、賦課徴収費につきましては、道路交通法の一部改正による特定小型原動機付自転車に係る規定が令和5年7月1日から施行されることに伴い、新たに特定原付用のナンバープレートを交付する必要があるため、その購入費用として99千円の増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第31号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。
原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第32号

○議長（野村泰也）

日程第20. 議案第32号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第32号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に2,908千円を追加し、予算総額を2,497,618千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算補正について御説明いたします。

5款2項. 国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を33千円、6款1項. 県負担金は、特別調整交付金を2,875千円、それぞれ増額計上しています。

10款. 繰入金は、1項. 他会計繰入金を17,337千円増額計上し、2項. 基金繰入金を同額減額しています。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款4項. 趣旨普及費は、印刷製本費を33千円、6款2項. 特定健康診査等事業費は、特定健診担当職員人件費を2,875千円、それぞれ増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第32号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第33号

○議長（野村泰也）

日程第21. 議案第33号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第33号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いします補正予算は、資本的支出を13,200千円増額しまして、予算総額433,953千円とするものでございます。

資本的収支では、83,684千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

資本的支出の施設費13,200千円の増額は、内田区送水施設に設置している非常用自家発電設備更新工事の増額によるものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

発電施設の更新ということですが、今現在はこういった形になっているのか、それとまた、現在置いてある発電機は多分燃料エンジン型の発電機かなと思うんですが、今現在はどのようになっているのか、どの規模の発電機が置いてあるのか、現在何年ぐらいたっているのかというのを教えてもらっていいですか。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

実は4月の定期点検におきまして、ディーゼルエンジンの冷却水排水からの水漏れが発見されたということで、これに伴い無理やり修繕を行っている状況があるということと、現在

非常用自家発電設備は、大牟田の企業局から更新のため廃棄する設備を、1992年製造分を譲渡していただいて無理やり動かしていたという状況ですが、無理やりという表現は変なんです。災害等がなかったのも、試験的なテストで動かしていた状況でございます。

今後、様々な災害が予想される上で見積り等を出して修繕という形を業者をお願いしても、この形の製造はないと、あるいは、既に国の減価償却を終え、今後の運転については保証ができないということがありましたので、今回出させていただきました。

現在、その発電につきましての容量につきましては、80KVAという形でございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第33号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第34号

○議長（野村泰也）

日程第22. 議案第34号 広川町特別職の指定等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第34号

広川町特別職の指定等に関する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年6月9日提出

広川町長 氷室 健太郎

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第4号の規定に基づき、本条例を制定するものである。

内容につきましては、企画課長が御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

それでは、議案第34号 広川町特別職の指定等に関する条例の制定について説明いたします。

次のページをお願いいたします。

広川町特別職の指定等に関する条例（案）をお願いいたします。

第1条では特別職の指定を行っております。「地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき、町の重要施策の迅速かつ円滑な推進を図るため町長を補佐する職を、常勤の特別職として指定する。」ものとしております。

第2条では特別職の職名を定めており、「特別職の職名は、政策監」と定めております。

第3条では「政策監の定数は1名」と定数を定め、第4条では任期を定めております。第1項では「政策監の任期は1年」とし、「再任を妨げない。」ものとしております。第2項では「町長は、任期中においてもこれを解職することができる。」と定めております。

附則としまして、附則第1条では公布の日を定めております。

附則第2条では、新たに設ける政策監の給料の額等の処遇に関する事項を審議していただくため、広川町特別職報酬等審議会条例の第2条中、「及び教育長」を「、教育長及び政策監」に改めるものになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

新たな制度を政策監というふうなことで設けられるわけですが、全協のときもちょっと質問したわけなんですけど、区長会や外郭団体等に説明が必要だと思います。どのように進められていくのか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

御質問いただきました今後の説明の手法につきましては、区長会、分館長会、衛生班長会、民生児童委員会の会合の折に、私が出向きまして私の口から今回の新しい制度の趣旨、また、それに至った背景等について丁寧に説明をして回って御理解を求めていきたいというふうに考えておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第34号 広川町特別職の指定等に関する条例の制定についてを採決します。
原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第35号

○議長（野村泰也）

日程第23. 議案第35号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第35号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。
今回の補正予算につきましては、特別職報酬等審議会を開催するための委員報酬を計上しています。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ135千円を追加し、予算総額を8,787,539千円とするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入補正予算につきましては、19款1項、基金繰入金に財政調整基金繰入金を135千円増額計上しています。

3ページをお願いします。

歳出補正予算につきましては、2款1項、総務管理費に135千円を増額計上しています。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第35号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第24 決定第1号

○議長（野村泰也）

日程第24. 決定第1号 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております議案書のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣はお手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第25 諸般の報告

○議長（野村泰也）

日程第25. 諸般の報告を行います。

議会広報調査特別委員会委員長、丸山幸弘君。

○議会広報調査特別委員会委員長（丸山幸弘）

議会広報調査特別委員会において、去る令和5年5月16日長崎県波佐見町、翌日の5月17日に長崎県佐々町において議会だより広報誌作成に関する意見交換等の視察研修を実施いたしましたので、御報告を申し上げます。

これまで同委員会では、広川町の議会だよりをいかに見やすく分かりやすくするか、手に取って読んでもらうにはどのようにしたらよいかということについて、コロナ禍にあつて各地の広報誌を参考にして、また、時に町民の方の御指摘、御意見を真摯に受け止めながら試行錯誤し、議会だよりの紙面について模索をしてきたところでございます。

今回、2つの町を訪問し、直接の意見交換ができましたことは広報委員、特に新人議員にとっては大変意義のある研修でありましたし、今回の視察研修で一つの方向性を見いだすことができたと考えます。

まず、波佐見町ですが、町は面積が56平方キロメートル、人口1万4,000人、皆さん御存じのとおり、波佐見焼という焼き物のまちとして400年の歴史と伝統のあるまちです。元は有田焼の下請的な位置づけであったと聞きましたが、現在ではパステル調でモダンなふだん使いの陶器ということでブランド化をされているようでございます。パンフレット等もとても洗練されたものを作られております。広川町の久留米餅のブランド化事業と環境や手法が非常に似ているなというふうに感じました。

広報紙のほうですが、波佐見町も当町と同じく広報調査特別委員会で6名の委員で構成されております。昭和57年に設置されて、発行は4,700部、年4回、当町と一緒にです。フルカラーで最新号が162号ということになっております。令和元年度の町村議会広報表彰で編集・デザイン部門の奨励賞を受賞されております。特徴の一つとして、表紙を毎号、波佐見高校の学生のイラストにしているということです。このデザインについては一切口を出さな

いということで自由に高校生に作っていただいているということで、これは表紙の考案作業がなくなるという利点もありますし、高校生が描くということで親しみがあり、手に取ってもらいやすくなるということになります。波佐見町の編集方針は、これはどこも一緒だったんですけど、住民に親しまれ読みやすい紙面づくり、そして議会の自主性を持ち、公正な立場で編集をする、見出しや写真カットを活用するというものでした。

特徴的なことのもう一つ、一般質問の原稿は当町と同じく質問者が答弁も含め原稿を書き写真を提出しますが、ユーチューブでうちも配信していますけど、配信されています。波佐見町議会のユーチューブの動画はアーカイブが残る形になっていますので、いつでも視聴できるということになっておりまして、これによりまして、質問者が議事録の完成を待たずに原稿を動画を見ながら作成できるという利点がございます。そして、一般質問のページは内容の記載に限りありますが、動画のQRコードが貼り付けられておりまして、そこを見ただけであれば詳細が分かるということになっております。このほかにも作成スケジュールが定型化されていたり、編集作業においては委員会の報告は所轄の委員長がするとか、討論については討論者が原稿を作成するなどのシステムの確立がされておりました。また、タブレットが導入されておりまして、これも効果的に機能しているということでございました。

次に、佐々町ですが、面積が32.26平方キロメートル、人口1万4,000人、炭鉱のまちとして繁栄しましたが、昭和44年に全ての炭鉱が閉山しまして、過疎化をしていきます。現在は、佐世保市のベッドタウンとして発展し、基幹産業である農業のまちから商業のまちへと変貌しているということです。人口は定住化促進の効果もあって微増ということになっています。

広報紙のほうも、こちらは常任委員会で議会広報委員会5名で構成をされております。こちらの広報紙もフルカラー、最新号は146号ということになっておりますので、波佐見町と同様、歴史のある広報となっています。編集に当たっては、こちらもしっかりとスケジュールとレイアウトのフォーマット等の作成がされております。その都度、一般質問の原稿依頼等も書面で提出をしておられるということでございます。

特徴的なことは、一般質問のページが1人に1ページを割いておられて、かなり詳しく内容が掲載されております。また、賛否表については必ず掲載してするようにしているということです。議会だよりの感想や町政に対する提案など町民の声を募集されており、升目のついた原稿用紙を広報紙に挟み込んで、こういう具体的な方法を工夫されているということがよく分かりました。

今回の視察で広報紙の作成についての悩み、課題はどこのまちも共通しているということが分かりました。その解決に向けた具体的な方法、アイデアを広川町でも取り入れていきたいと考えますので、各議員におかれましては御協力をよろしくお願い申し上げます。

編集方針は、住民に親しまれ読みやすい紙面づくり、そして、議会の内容をより分かりやすく正しく伝えることであるということ再認識し、研修を終えました。

以上で報告を終わります。

○議長（野村泰也）

これで諸般の報告を終わります。

日程第26 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第26. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

本定例会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。これをもって令和5年第2回広川町議会定例会を閉会いたします。

午前11時26分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 也

5 番 議 員 江 藤 美 代 子

11 番 議 員 梅 本 哲